

宮城県監査委員告示第 19 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した公営企業会計に係る令和3年度定期監査の結果については、次のとおりです。

令和3年9月10日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	太	田	稔	郎
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

1 監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等

別紙のとおり。

2 監査結果

令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

(1) 公営事業課及び水道経営課

イ 水道用水供給事業

営業収益（水道料金）において、調定誤りが認められたので、今後再発しないように内部統制も含めた対策を講じられたい。

(内容)

仙南・仙塩広域水道事業の水道料金において、適用すべき単価を誤って算定したものを。

ロ 工業用水道事業

営業収益（水道料金）において、調定誤りが認められたので、今後再発しないように内部統制も含めた対策を講じられたい。

(内容)

仙塩工業用水道事業の水道料金において、契約水量の変更契約を締結したにも関わらず、変更前の契約水量により算定したものを。

ハ 流域下水道事業

営業費用（委託料）において、支出額の誤りが認められたので、今後再発しないように

内部統制も含めた対策を講じられたい。

(内容)

仙塩流域下水道事業，鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業の指定管理委託において，指定管理料減額の変更協定を締結したにも関わらず，減額前の請求書により支出したものの。

(2) 中南部下水道事務所

営業収益（管理運営負担金）において，徴収誤りによる還付金の発生が認められたので，今後再発しないように内部統制も含めた対策を講じられたい。

(内容)

仙塩流域下水道事業の管理運営負担金において，誤った流入汚水量を基に負担金を算定し，過大に負担金を徴収したため，還付金が発生したものの。

別紙

○ 宮城県水道用水供給事業会計

- 1 実施した監査箇所及び監査年月日
 企業局公営事業課及び水道経営課 令和3年7月19日
 大崎広域水道事務所 令和3年7月8日
 仙南・仙塩広域水道事務所 令和3年7月13日

2 事業概要

本事業は、市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業(給水)開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 12万m ³	1日最大 10万1,150m ³	大崎市, 栗原市, 富谷市, 加美町, 涌谷町, 美里町, 大和町, 大郷町, 松島町, 大衡村 (10市町村)	昭和55年度
仙南・仙塩広域水道事業	七ヶ宿ダム	1日最大 55万3,300m ³	1日最大 27万9,000m ³	仙台市, 塩竈市, 白石市, 名取市, 角田市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 蔵王町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町 (17市町)	平成2年度

3 事業実績

令和2年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
大崎広域水道事業	千m ³ 22,900	千円 3,286,002	千円 2,806,813	千円 417,539	千円 1,029,923
仙南・仙塩広域水道事業	67,545	10,348,001	8,872,728	1,245,253	4,578,156
合計	90,445	13,634,003	11,679,540	1,662,791	5,608,079

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額のコロ額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況のコロ額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○ 宮城県工業用水道事業会計

- 1 実施した監査箇所及び監査年月日
 企業局公営事業課及び水道経営課 令和3年7月19日
 大崎広域水道事務所 令和3年7月8日
 仙南・仙塩広域水道事務所 令和3年7月13日

2 事業概要

本事業は、工場及び事業所に対し工業用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度
仙塩工業用水道事業	大倉ダム	1日最大10万m ³	仙台市, 塩竈市, 多賀城市, 富谷市, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町 (7市町)	昭和36年度
仙台圏工業用水道事業	釜房ダム	1日最大10万m ³	仙台市, 名取市, 多賀城市, 七ヶ浜町, 利府町 (5市町)	昭和51年度
仙台北部工業用水道事業	漆沢ダム	1日最大5万8,500m ³	大崎市, 大和町, 大衡村, 加美町 (4市町村)	昭和55年度

3 事業実績

令和2年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金△)
仙塩工業用水道事業	千m ³ 10,200	千円 774,842	千円 697,533	千円 68,263	千円 261,073
仙台圏工業用水道事業	15,063	656,724	492,600	140,173	303,306
仙台北部工業用水道事業	7,449	596,750	510,090	92,286	△185,365
合計	32,712	2,028,316	1,700,223	300,722	379,013

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額のコストは消費税及び地方消費税を含み、経営状況のコストは消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○ 宮城県地域整備事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日
企業局公営事業課 令和3年7月19日

2 事業概要
本事業は、仙台港国際ビジネスサポートセンターの管理運営及び仙台港周辺地域における土地貸付等を行っている。

3 事業実績
令和2年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
地域整備事業	千円 575,327	千円 291,237	千円 279,130	千円 279,130

(注) 1 金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○ 宮城県流域下水道事業会計

- 1 実施した監査箇所及び監査年月日
 企業局公営事業課及び水道経営課
 中南部下水道事務所
 東部下水道事務所

令和3年7月19日
 令和3年7月7日
 令和3年7月7日

2 事業概要

本事業は、市町村が管理する下水道から排除された下水を処理するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	処理能力	関連市町村	供用開始年度
仙塩流域下水道事業	1日最大 22万2,000m ³	仙台市, 塩竈市, 多賀城市, 七ヶ浜町, 利府町 (5市町)	昭和53年度
阿武隈川下流流域下水道事業	1日最大 12万5,000m ³	仙台市, 白石市, 名取市, 角田市, 岩沼市, 蔵王町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 丸森町, 亘理町 (11市町)	昭和59年度
鳴瀬川流域下水道事業	1日最大 8,800m ³	大崎市, 美里町 (2市町)	平成4年度
吉田川流域下水道事業	1日最大 4万1,825m ³	富谷市, 大和町, 大郷町, 大衡村 (4市町村)	平成4年度
北上川下流流域下水道事業	1日最大 3万8,800m ³	石巻市, 東松島市 (2市)	平成10年度
北上川下流東部流域下水道事業	1日最大 2万5,300m ³	石巻市, 女川町 (2市町)	平成12年度
迫川流域下水道事業	1日最大 9,650m ³	登米市, 栗原市 (2市)	平成12年度

3 事業実績

令和2年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	総流入量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金 (未処理欠損金△)
仙塩流域下水道事業	千m ³ 40,852	千円 3,958,701	千円 3,992,247	千円 △45,202	千円 131,063
阿武隈川下流流域下水道事業	32,717	4,809,031	4,785,731	19,887	336,890
鳴瀬川流域下水道事業	2,450	664,835	674,370	△9,009	87,040
吉田川流域下水道事業	11,249	1,506,284	1,521,793	△16,944	93,985
北上川下流流域下水道事業	7,928	1,703,609	1,508,103	186,519	448,739
北上川下流東部流域下水道事業	4,250	1,917,533	1,876,764	16,764	△148,449
迫川流域下水道事業	2,519	1,400,073	1,231,680	168,343	311,273
合計	101,965	15,960,066	15,590,687	320,358	1,260,541

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額のコレ額ハ消費税及ビ地方消費税ヲ含ミ、経営状況のコレ額ハ消費税及ビ地方消費税ヲ除いた経理処理ニ基ツク額である。